

60歳未満の単身入居について

県営住宅への単身での入居は、兵庫県営住宅入居申込案内書に記載のとおり、60歳以上の方や障害者の方等のみが対象となっていますが、一部の県営住宅においては「60歳未満の単身者」についても入居が可能となります。

◆◆受付開始日:令和3年5月24日(月)◆◆

申込資格(全てを満たす必要があります)

- ・兵庫県内に住んでいるか、兵庫県内に勤務している方
- ・政令月収額が158,000円以下の方(計算方法は兵庫県営住宅入居申込案内書参照)
- ・現在、住宅に困っておられる方
- ・暴力団員でないこと
- ・入居許可日から14日以内に入居できる方
- ・上記資格を満たしても、次に該当する方の応募は不可
 1. 団地内で円満な共同生活ができない方
 2. 所得の申告義務があるにもかかわらず、申告していない方
 3. 区市町税等の滞納がある方
 4. 家賃や損害賠償金の滞納で公営住宅等を明け渡し、現在もその滞納家賃・損害賠償金を解消していない方
 5. 兵庫県から明渡し訴訟を提起され、強制執行により県営住宅を退去した方

募集团地

- ・鈴蘭台高層(神戸市北区山田町小部字南山2-456)
- ・西宮高須鉄筋(西宮市高須町1-4)
- ・宝塚山本野里鉄筋(宝塚市山本野里1-6)
- ・川西けやき坂高層(川西市けやき坂5-5-1)

入居期間

原則、最長5年間(年度(4/1日~翌年3/31日)単位で入居期間を更新する形とします。)

家賃

入居者の政令月収に応じた家賃となります。

※ 家賃額は、入居者の収入や住宅の規模・立地条件・経過年数等に応じて異なるほか、毎年実施する収入調査の結果等により適用される家賃が毎年度変わることがあります。

申込から入居まで

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課(078-341-7711(内線4890))までお問い合わせください。

入居希望の団地を伺い、空き状況等を確認します。その後、入居可能な住戸の情報(階数や広さ、EVの有無、家賃等)をお知らせします(なお、下見は不可です)。

入居を希望されるようでしたら、必要な書類等をご案内しますので、書類を作成のうえ提出してください。書類審査の結果、問題なければ入居を許可します。

なお、書類を提出していただいてから入居までに、2~3ヶ月程度必要となりますので、ご承知おきください。

★定時募集と異なり、令和3年5月24日以降、随時、申込み可能です。

★申込内容が事実と異なる場合や、入居後友人等と一緒に暮らしていることが発覚した場合は、入居許可を取り消します。